



環球

中国法速報(No.56)

2022年6月17日発行

法令ニュース

2022年4月、5月重要法令解説

コラム

弁護士が見る 時代と歩む中国法——「偽物クレーム」尽きない論争



www.glo.com.cn

編集・発行: 環球法律事務所 (GLOBAL LAW OFFICE)

日本業務チーム

www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝陽区建国路81号
華貿中心1号写字楼15階
&20階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200031
上海市淮海中路999号
環貿廣場办公楼一期35階&36階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518052
深セン市南山区深南大道9668号
華潤置地大廈B座27階
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax: (86 755) 8388 5987

成都
〒610041
成都市高新区天府大道北段966号
天府国际金融中心11号楼37階
Tel: (86 28) 8605 9898
Fax: (86 28) 8313 5533

➤ 2022年4月、5月重要法令解説目次

No.	日本語	中国語	公布機関	公布日	施行日	ページ
1	価格明示及び価格欺瞞禁止規定	明码标价和禁止价格欺诈规定	国家市場監督管理総局	4月14日	7月1日	2
2	生態環境損害賠償管理規定	生态环境损害赔偿管理规定	生態環境部等14機関	4月26日	4月26日	2
3	北京市デジタル経済促進条例(意見募集稿)	北京市数字经济促进条例(征求意见稿)	北京市經濟情報化局	5月7日	/	3
4	薬品管理法実施条例(改正草案意見募集稿)	药品管理法实施条例(修订草案征求意见稿)	国家薬品監督管理局	5月9日	/	3
5	外商投資奨励産業目録(2022年版)(意見募集稿)	鼓励外商投资产业目录(2022年版)(征求意见稿)	国家發展改革委員会、商務部	5月10日	/	4
6	価格つり上げ違法行為の取締りに関する指導意見(意見募集稿)	关于查处哄抬价格违法行为的指导意见(征求意见稿)	国家市場監督管理総局	5月11日	/	5
7	国家外貨管理局行政処罰弁法	国家外汇管理局行政处罚办法	国家外貨管理局	5月11日	6月1日	5
8	對外貿易の安定維持・質向上の推進に関する國務院弁公庁の意見	国务院办公厅关于推动外贸保稳提质的意见	國務院	5月17日	5月17日	6
9	經濟安定化のための包括的政策措置の公布に関する國務院の通知	国务院关于印发扎实稳住经济一揽子政策措施的通知	國務院	5月24日	5月24日	6
10	情報安全技術インターネットプラットフォーム及び製品サービスプライバシーポリシー要求(意見募集稿)	信息安全技术互联网平台及产品服务隐私协议要求(征求意见稿)	全国情報安全標準化委員会	5月26日	/	7

➤ 2022年4月、5月重要法令解説

1. 価格明示及び価格欺瞞禁止規定(中国語:明码标价和禁止价格欺诈规定)

国家市場監督管理総局 2022年4月14日公布 2022年7月1日施行

公示サイト:https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202204/t20220426_343985.html

随着经济社会发展和2021年《行政处罚法》的修订,已有的与价格、标价相关的规定已难以适应价格监管执法实践,迫切需要制定更科学、更准确的标价方式和价格欺诈认定规则。2022年4月14日,国家市场监督管理总局公布《明码标价和禁止价格欺诈规定》,自2022年7月1日起施行。

《规定》主要内容包括明码标价规则、价格比较和价格欺诈行为认定规则、法律责任等部分,整合了《关于商品和服务实行明码标价的规定》《禁止价格欺诈行为的规定》及配套解释的52个条款,整合为27条,对明码标价规则和价格欺诈行为的认定作出更加科学合理的规定。

経済・社会の発展及び改正「行政処罰法」の施行(2021年7月15日施行)に伴い、事業者の価格明示(商品の仕入れ値・売値及びサービス提供料金等の情報公示)や価格欺瞞(虚偽の価格・誤解をまねく価格により、消費者又は他の事業者を惑わせ騙す行為)禁止に関する現状の取締りにおいて、現行法が適合しなくなったことから、より科学的かつ正確なルール策定が急務となっていた。これを受けて、2022年4月14日、国家市場監督管理総局より、「価格明示及び価格欺瞞禁止規定」が公布された。2022年7月1日から施行される。

同規定(全27条)では主に、価格明示規則、価格比較・価格欺瞞行為の認定規則、法的責任について定めている。既存の「商品及び役務の価格明示の実行に関する規定」、「価格欺瞞行為禁止の規定」及び関連文書の52の条文の内容を整理・統合し、より合理的で実効性の高い規定となっている。

2. 生態環境損害賠償管理規定(中国語:生态环境损害赔偿管理规定)

生態環境部等14機関 2022年4月26日公布、施行

公示サイト:http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-05/20/content_5691408.htm

2022年4月26日,生态环境部等14个部门单位联合印发《生态环境损害赔偿管理规定》,自2022年4月26日起施行。

《规定》共5章38条,包括总则、任务分工、工作程序、保障机制、附则。《规定》明确了制定目的和依据,明确了生态环境损害的概念和适用范围,明确了生态环境损害赔偿的范围。规范统一了案件线索筛查、损害调查、索赔磋商、修复效果评估等赔偿工作程序,细化了筛查线索渠道,确定了不启动和终止索赔的情形,明确了关键方面的损害调查重点,为生态环境损害赔偿提供了具体的指导。

2022年4月26日、生態環境部等14機関連名による「生態環境損害賠償管理規定」が公布され、即日施行された。同規定は、全5章(総則、任務分担、業務手順、保障メカニズム、附則)、38条からなっている。主な内容は以下のとおり。

- (1)「生態環境損害」について、その定義、適用範囲、賠償の範囲が定められた。
- (2)端緒探知のためのスクリーニング調査、損害調査、賠償に係る交渉、修復効果に対する評価等の業務手順が統一化された。
- (3)端緒探知のためのスクリーニング調査の形式、損害賠償請求の手続きを行わない又は終了できる事由、損害調査の重要ポイント等について具体的な方針が示された。

3. 北京市デジタル経済促進条例(意見募集稿)(中国語:北京市数字经济促进条例(征求意见稿))

北京市経済情報化局 2022年5月7日公表

公示サイト:<http://www.beijing.gov.cn/hudong/yonghu/static/jxj/zhengji/detail.html?id=62762f1bff77be78169b5906>

北京在推动数字经济发展过程中形成了很多创新实践,但也存在一定的瓶颈制约,亟需制定一部数字经济领域的综合性地方法规,将北京行之有效的政策举措上升为法规制度,通过制度创新为数字经济发展注入强劲动力。因此,2022年5月7日,北京市经济和信息化局公布了《北京市数字经济促进条例(征求意见稿)》,截至2022年6月6日面向社会公开征求意见。

《征求意见稿》共9章58条,分别从数字基础设施、数据资源、数字产业化、产业数字化、数字化治理、数字经济安全和保障措施等方面对北京市的数字经济工作进行法规制度设计。对数字相关各领域的建设进行部署,强调重点建设内容,明确各主体责任,全方位多角度支持数字经济发展。

北京市では、デジタル経済の発展を推進するにあたり、数多くの革新的な取組みを行っているが、国レベルの法制度の未整備より、その発展が妨げられていたことから、北京市単位で有効な奨励・推進政策を導入することができる地方性法規の制定が喫緊の課題となっている。こうした背景において、北京市経済情報化局より、「北京市デジタル経済促進条例(意見募集稿)」が作成され、2022年5月7日から2022年6月6日までの期間、パブリックコメントの手続が踏まれた。

「意見募集稿」は、デジタルインフラ、データ資源、デジタル産業化、産業のデジタル化、デジタルガバナンス、デジタル経済安全保障、保障措置等に章分けされた全9章58条からなり、北京市における各分野のデジタルインフラの構築を奨励することや、各主体の責任について定めている。

4. 薬品管理法实施条例(改正草案意見募集稿)(中国語:药品管理法实施条例(修订草案征求意见稿))

国家薬品监督管理局 2022年5月9日公表

公示サイト:<https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/zhqyj/zhqyjyp/2022050922233134.html>

《药品管理法实施条例》是药品生产经营管理的纲领文件,自现行《药品管理法》于2019年8月26日修订后已近3年,这期间,现行配套《实施条例》仍然是2019年3月2日发布的版本。为贯彻实施新修订的《药品管理法》、新制定的《疫苗管理法》,进一步加强药品监督管理,保障人民用药安全,促进药品行业高质量发展,2022年5月9日,国家药监局综合司公布了《药品管理法实施条例(修订草案征求意见稿)》,截至2022年6月9日面向社会公开征求意见。

《征求意见稿》共计10章181条,与现行《实施条例》相比,新增了药品上市许可持有人、

药品供应保障专章，全文条目增加了 101 条。提出鼓励儿童用药品和罕见病药品的研制和创新，鼓励仿制药发展。对首个批准上市的儿童专用新品种、剂型和规格，批准上市的罕见病新药，首个挑战专利成功并首个获批上市的化学仿制药，给予一定的市场独占期。

医薬品の製造・販売等の規制に関する最上位の法律である「薬品管理法」の改正（2019 年 8 月 26 日公布、同年 12 月 1 日施行）から 3 年近く経った今でも、その施行規則である「薬品管理法実施条例」（現行法は 2019 年 3 月 2 日公布、2002 年 9 月 15 日施行）は、未だに改正が行われていない。このたび、国民の医薬品使用の安全を保障し、医薬品業界の高質な発展を促進するため、改正「薬品管理法」及び「ワクチン管理法」に基づく、「薬品管理法実施条例（改正草案意見募集稿）」が、国家薬品监督管理局より作成され、2022 年 5 月 9 日から 6 月 9 日までの期間、パブリックコメントの手続が踏まれた。

「意見募集稿」は全 10 章 181 条からなり、新たに、薬品販売許可所有者、薬品供給保障の章が設けられ、101 の条文が新設された。「意見募集稿」では、初めて販売が許可された小児用医薬品の品目・剤形・規格、販売許可された希少疾病用の新薬、初めて特許出願・取得し、かつ、初めて販売許可された化学合成品のジェネリック医薬品には、一定期間の市場独占期間を与える等、小児用医薬品、希少疾病用医薬品、ジェネリック医薬品の開発やイノベーションを奨励している。

5. 外商投資奨励産業目録（2022 年版）（意見募集稿）（中国語：鼓勵外商投資產業目錄（2022 年版）（征求意见稿））

国家發展改革委員会、商務部 2022 年 5 月 10 日公表

公示サイト：https://hd.ndrc.gov.cn/yjzx/yjzx_add.jsp?SiteId=380

在新冠疫情及全球产业链供应链布局调整的背景下，我国制造业的引资规模和占比出现下降趋势，并且我国中西部资源丰富、劳动力充足，产业配套能力不断加强，交通基础设施不断改善。出于优化利用外资结构的现实需要，国家发展和改革委员会、商务部于 2022 年 5 月 10 日公布了《鼓励外商投资产业目录（2022 年版）（征求意见稿）》，截至 2022 年 6 月 10 日面向社会公开征求意见。

《征求意见稿》与现行目录相同，分为全国目录和中西部目录两部分。相较现行目录，《征求意见稿》新增 238 条，修改 114 条，删除 38 条。其中，全国鼓励外商投资产业目录增加 50 条，修改 62 条，删除 14 条；中西部地区外商投资优势产业目录增加 188 条，修改 52 条，删除 24 条。

《征求意见稿》主要修订内容为：一是持续鼓励外资投向制造业。全国目录新增或扩展元器件、零部件、装备制造等条目。二是持续鼓励外资投向生产性服务业。全国目录新增或扩展专业设计、技术服务与开发等条目。三是持续鼓励外资投向中西部和东北地区。中西部目录根据各地劳动力、特色资源等优势和招商引资需要，新增或扩展了有关条目。

コロナ禍により、世界の産業・サプライチェーンは大きな影響を受け、中国の製造業における外商投資は縮小傾向にあるが、中国の中西部は豊富な資源（人的資源を含む）を有し、産業に必要な各種インフラも整備が進んでいる。外資の構造最適化に取り組むために、「外商投資奨励産業目録（2022 年版）（意見募集稿）」が国家發展改革委員会と商務部より公表され、2022 年 5 月 10 日から 6 月 10 日までの期間、パブリックコメント募集が行われた。

2022 年版の目録（意見募集稿）も、現行目録（2020 年版）と同様、「全国外商投資奨励産業目録」、「中部・西部地域外商投資優位性産業目録」の二部構成となっている。このたび、238（全国 50＋中西

部 188)の項目が追加され、114(全国 62+中西部 52)の項目が改正(主に対象領域の拡大)となり、38(全国 14+中西部 24)の項目が削除されるという大幅な見直しを実施された。主な内容は以下のとおり。

(1)製造業:全国目録において、コンポーネント、パーツ、設備等の項目が追加又は対象範囲が拡大された。

(2)工業生産に係るサービス業:全国目録において、専門的な設計・技術サービス・開発等の項目が追加又は対象範囲が拡大された。

(3)中国中西部、東北地方:中西部目録において、各地の労働力、特色ある資源等の優位性と誘致の需要に基づき、関連項目が追加又は対象範囲が拡大された。

6. 価格つり上げ違法行為の取締りに関する指導意見(意見募集稿)(中国語:关于查处哄抬价格违法行为的指导意见(征求意见稿))

国家市場監督管理総局 2022年5月11日公表

公示サイト:https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202205/t20220511_344818.html

受国際情勢や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部の分野において、価格が異常な変動を見せる状況が出現している。市場価格の安定を維持し、各レベルの市場監督管理機関による取締りを強化・規範化するため、国家市場監督管理総局は、「価格つり上げ違法行為の取締りに関する指導意見」(意見募集稿)を公表し、2022年5月11日から5月18日までの期間、パブリックコメントの手続を実施した。

同意見募集稿では、各レベルの市場監督管理機関による不当な価格つり上げ行為の取締りについて、「価格法」、「価格違法行為行政処罰規定」等の法令を踏まえ、違法行為の該当事由、違法行為認定後の罰則の適用、業務要求等の面から指導的意見を示している。

同意見募集稿では、各レベルの市場監督管理機関による不当な価格つり上げ行為の取締りについて、「価格法」、「価格違法行為行政処罰規定」等の法令を踏まえ、違法行為の該当事由、違法行為認定後の罰則の適用、業務要求等の面から指導的意見を示している。

7. 国家外貨管理局行政処罰弁法(中国語:国家外汇管理局行政处罚办法)

国家外貨管理局 2022年5月11日公布 2022年6月1日施行

公示サイト:<http://www.safe.gov.cn/safe/2022/0519/20972.html>

2021年《行政処罰法》进行了修订,为了保证法规的配套适用,保障执法行为合法规范有序,完善外汇案件处罚实施程序,国家外汇管理局结合执法实践,修订了《国家外汇管理局行政处罚办法》,于2022年5月11日公布,自2022年6月1日起施行。

《处罚办法》共8章93条,内容重点包括:一是细化管辖与立案标准,规范电子取证等证据收集活动,明确办案期限,进一步增强执法透明度;二是全面落实行政执法公示制度、执法决定法制审核制度、执法全过程记录制度,强化执法监督;三是完善陈述申辩和听证程序,细化听证标准,充分保障行政相对人的合法权益。

改正「行政処罰法」の施行(2021年7月15日施行)に伴い、関連法令の整備が進んでいる。適法、規範的かつ秩序ある取締りを保障し、外貨管理に関する法令違反行為への制裁手続きを適正なものにするため、2022年5月11日、国家外貨管理局より、改正「国家外貨管理局行政処罰弁法」が公布され、2022年6月1日より施行された。

改正弁法は全8章93条からなる。主な内容は以下のとおり。

(1) 管轄と立件の基準の詳細化、電子データの証拠取付等の証拠収集活動の規範化、事務処理の期限の明確化により、取締りにおける透明性を向上する。

(2) 行政取締りに係る公示制度、決定の審査制度、全過程記録制度の実行により、監督機能を強化する。

(3) 陳述弁明・聴聞の手続きの適正化し、聴聞基準の細分化により、客体(公民、法人その他組織)の合法的權益を保障する。

8. 対外貿易の安定維持・質向上の推進に関する國務院弁公庁の意見(中国語: 国务院办公厅关于推动外贸保稳提质的意见)

國務院 2022年5月17日公布、施行

公示サイト: http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/26/content_5692364.htm

受新冠疫情影响,今年外贸面临一系列不确定性,包括国际国内一些因素冲击,外贸企业也遇到生产经营方面的困难,外贸保稳面临不少压力。

为解决上述问题,近日,国务院常务会议通过了新一轮支持外贸保稳定、促提质的政策措施。2022年5月17日,国务院办公厅发布了《关于推动外贸保稳提质的意见》。

《意见》共13条,从推动外贸领域保通保畅、加大财税金融支持力度、帮助外贸企业抓订单拓市场、稳定外贸产业链供应链等方面提出了具体措施。

今年、コロナ禍の影響を受け、国際貿易は予測不可能な局面を迎えており、貿易企業の経営も苦しくなっている。貿易の安定性の維持と質的向上を促進するため、國務院常務会議において、新たな政策措置を導入することが決定され、國務院弁公庁より、2022年5月17日、「対外貿易の安定維持と質向上の推進に関する意見」が発表された。

同文書は全13条からなり、貿易領域における貨物輸送の円滑化の推進、財政・租税・金融サポートの強化、貿易企業の販路開拓支援、産業チェーン・サプライチェーンの安定化等の面において措置を講じることを示している。

9. 經濟安定化のための包括的政策措置の公布に関する國務院の通知(中国語: 国务院关于印发扎实稳住经济一揽子政策措施的通知)

國務院 2022年5月24日公布、施行

公示サイト: http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/31/content_5693159.htm

为了最大限度减少新冠疫情对经济社会发展的影响,统筹发展和安全,努力实现全年经济社会发展预期目标,2022年5月24日,国务院公布了《扎实稳住经济一揽子政策措施》。

《政策措施》包含6个方面33项措施,一是财政政策,二是货币金融政策,三是稳投资促消费等政策,四是保粮食能源安全政策,五是保产业链供应链稳定政策,六是保基本民生政策。许

多省市也陆续发布了贯彻落实《政策措施》的具体实施方案。

新型コロナウイルス感染症の経済・社会の発展におよぼす影響を最小限に食い止め、発展及び安全を総括的に管理し、経済・社会発展の年間目標を達成するため、2022年5月24日、国務院は「経済安定化のための包括的政策措置」を発表した。

「政策措置」では、全6章(財政政策、通貨金融政策、投資安定・消費促進等の政策、食糧・エネルギー安全保障政策、産業チェーン・サプライチェーン安定保障政策、基本的民生保障政策)、33項の措置を示しており、これを踏まえ、多くの省・市において具体的な実施方策が続々と発表されている。

10. 情報安全技術 インターネットプラットフォーム及び製品サービスプライバシーポリシー要求(意見募集稿)(中国語:信息安全技术 互联网平台及产品服务隐私协议要求(征求意见稿))

全国情報安全標準化委員会 2022年5月26日公表

公示サイト:

https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20220526191452&norm_id=20211108000015&recode_id=46980

現在、打开一个新安装的 App, 首先弹出的便是“隐私协议”。长达数页的协议条文, 很多人往往并未点开内容, 便已快速勾选“同意”。但你可曾想过, 从点击“同意”的那一刻起, 你便开始了在信息洪流中的“裸奔”。因为在现实中隐私协议规范化程度低、侵害个人信息安全风险高。

因此, 亟需制定关于隐私协议的标准, 加强我国个人信息安全保护。因此, 2022年5月26日, 全国信息安全标准化技术委员会公布了《信息安全技术 互联网平台及产品服务隐私协议要求(征求意见稿)》, 截至2022年7月25日面向社会公开征求意见。

《征求意见稿》提出了对互联网平台及产品服务关于隐私协议编制程序、具体内容、发布形式的要求, 增加隐私协议的可读性、透明性, 以及处理隐私协议相关的争议纠纷等方面的指导和建议。适用于规范个人信息处理者制定、发布隐私协议的过程, 也适用于主管监管部门、第三方评估机构等组织对隐私协议进行监督、管理和评估。

インストールしたアプリを起動すると、「プライバシーポリシー」のページが表示される。長文の内容をきちんと確認することなく、「同意する」ボタンをタップする人が多いが、実はその瞬間から、我々の情報は「無防備な状態」にさらされてしまう。なぜなら、プライバシーポリシーにはルール上の不備が多いからだ。こうした個人情報の安全が脅かされるリスクを回避するために、プライバシーポリシー作成・公表に関する標準(規格)の策定が急務になっている。このたび、全国情報安全標準化技術委員会より、国家標準「情報安全技術 インターネットプラットフォーム及び製品サービスプライバシーポリシー要求(意見募集稿)」が作成された。2022年5月26日から7月25日までの期間、パブリックコメントを募っている。

同意見募集稿は、インターネットプラットフォーム及び製品サービスのプライバシーポリシーの作成手順、内容、公表形式について定めている。プライバシーポリシーの可読性、透明性を高めることや、プライバシーに関連する争いの処理等の面において指導・推奨の方針を示している。適用範囲は広く、個人情報取扱者によるプライバシーポリシーの作成・公表だけでなく、関係主管機関や外部評価機関等によるプライバシーポリシーの監督・管理・評価においても適用される。

「偽物クレーマー」尽きない論争

文/鮑榮振

「偽物買い」巡る中日の違い

「日本でブランド品を偽物と知りながら購入するのは違法か」。もし日本の弁護士にこう尋ねると、「商標権侵害行為に加担する行為だとして罪に問われる可能性がある」という答えが返ってくるだろう。侵害の罪に問われた場合は、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処される恐れがある。

一方、コピー商品がはびこる中国では、また特有の問題が起きている。すなわち、偽物と知りながら商品を購入した者は、果たして「消費者」として法的に保護するべきか？またその場合、損害賠償を請求できるのか？こうした論争が二十数年前から全国的に巻き起こり、議論は今なお平行線のままだ。

偽物ハンティングの是非論争

中国では、消費者が違法なコピー商品や粗悪品と知りながら商品を購入した後で、店側やメーカーに対し「消費者権益保護法」に違反するとしてイチャモンをつけ、損害賠償を請求する行為を、「知假買假」（假は偽物の意味）と呼ぶ。日本語で言えば、さしずめ「クレーマー」や「偽物ハンティング」といったところだろうか。

この偽物ハンティングの第一人者と言えるのが王海氏だ。青島の企業に勤務していた王海氏は1995年、出張先の北京で入った本屋で、1冊の本を偶然手にした。そこには「商品またはサービスの提供において詐欺的行為があったときは、経営者は消費者に、商品価格の倍額の損害賠償金を支払わなければならない」という「消費者権益保護法」第49条の内容が紹介されていた。

これに触発された王海氏は早速、北京や天津などの有名デパートでコピー商品を買いたってはデパート側にクレームをつけ、商品価格の倍額の損害賠償を請求する訴訟を提起。そして多額の賠償金を巻き上げていった。

この出来事をきっかけに、王海氏はプロの「偽物ハンター」（職業として偽物撲滅に従事する者）となった。王海氏の行動は「王海現象」と呼ばれ、一つの社会現象となり、全国各地で偽物ハンターが雨後のたけのこのように出現した。10年後の2005年には、上海だけでも偽物ハンターによる損害賠償請求訴訟が年間100件以上にも上ったという。

一方で、こうした偽物ハンターによる損害賠償請求の是非を巡り、中国では全国で賛否両論が巻き起こった。「賠償金目当てに商品を購入した者は、『消費者権益保護法』が定める『消費者』には該当しない」という批判的な意見から、「企業による偽物商法を抑制できる。勇気ある行為だ」と王海氏を称える意見まで、さまざまだった。この論争のおかげで一躍有名人となった王海氏は、1998年に当時のクリントン米大統領が訪中した際に対談相手の一人に選ばれたほどだった。

この「王海現象」を巡っては、中国の法曹界でも意見の対立がある。著名な民法学者の楊立新氏は、「いかなる者も、偽物と知っていたか否かにかかわらず、その購入した製品が偽物と確認されれば、『消費者権益保護法』が適用されるべきである」と主張する。

これに対して、同じく著名な民法学者の梁慧星氏は、「偽物と知りながら購入した者を『消費者』としたのでは、『消費者とは、生活上の消費の必要のために商品を購入する者である』と定めた『消費者権

益保護法』第 2 条の趣旨に反する」と強調している。同様に裁判所の見解も一致せず、王海氏が勝ったケースもあれば敗れた例もある。

「偽物」賠償請求の今

2014 年に「消費者権益保護法」が改正され、損害賠償の最高額が商品価格の 10 倍に引き上げられた。以後、偽物ハンターはさらに増え続けている。例えば北京市朝陽区法院(日本の簡易裁判所に相当)で 2015 年に審理された消費者契約に関する事件数は、前年比の約 11 倍だった。類似する訴訟件数が増加する背景には、こうした偽物ハンターたちの増加がある。

また、2013 年 12 月に公布された「食品・医薬品紛争事件における法適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」第 3 条は、「(前略)購入者が食品、医薬品に品質問題があることを知りながらなお購入したことを理由として、生産者、販売者が抗弁(反論)を行うとき、人民法院はこれを支持しない」と定めている。改正後の「消費者権益保護法」と上記の法解釈の保護により、偽物ハンターによる損害賠償請求は、自動車や家電から化粧品、映像・音楽など多くの商品分野に広がってきている。偽物ハンティングは、単に自身の権利を守るためのものから、大衆参加型の社会的運動へと変化しつつある。

偽物ハンティングが広がることは、悪徳業者による違法コピー商品や粗悪品の製造・販売の抑止、消費者権益の保護、市場の健全化といった面で積極的な意味を持つ。しかし一方で、賠償金目当てに偽物を自ら店に持ち込み、本物とすり替えて購入した後で店側を訴え、ひともうけをたくらむ——といった犯罪行為を行う「偽者」の偽物ハンターも現れ始めた。おかげで、偽物撲滅のため真面目に取り組んでいる偽物ハンターの立場が悪くなってきている。

これまで、偽物ハンティングを巡る論争や法律の規定は、いずれも民事的な見地からだった。だが近年、上記のような賠償金目当ての悪徳偽物ハンターが出現。一部の地方では恐喝の疑いで逮捕者が出るなど、問題は刑事分野にまで広がっている。このため、偽物ハンティングが犯罪となるか否かを巡り、新たな論争が起こっている。

その刑事事件に発展したのが以下の事例だ。海口市のあるスーパーマーケットで 2017 年 9 月、一人の男性客が買った賞味期限切れの 2.4 元のクッキーを巡り、食品薬品监督管理局からそのスーパーマーケット業務は正命令が下されるという事案があった。その後、この男性客はこの件でクレームを繰り返して、4,000 元の賠償金を手に入れた。

ところがその後、報道機関の調べで、同市内のスーパーマーケット 52 店舗が同じような事件に遭っており、いずれも同じ男性客から 4000~7000 元の賠償を要求されていたことが分かった。賠償金目当てに偽物ハンティングを繰り返していたこの男性客は昨年 3 月 5 日、恐喝の疑いで海口市の警察に逮捕された。この事件は同市などで発行される新聞「南国都市报」で報道され、大きな話題となった。

本当の偽物が消費者を守る？

よりによって逮捕が 3 月 15 日の世界消費者権利デーの間近だっただけに、この事件は全国で広く報道された。このため、偽物ハンティング問題が再び一般市民に注目され、あちこちから議論が巻き起こった。果たして偽物ハンターによる損害賠償請求は、偽物撲滅のための「善い行い」か、それとも賠償金目当ての恐喝なのか。

目下の急務は、法律上の線引きを明確にし、具体的な対応策を打ち出すことだ。例えば、賠償金目的の偽物ハンティングをどのように認定するか。適法な偽物ハンティングとの違いは何か。賠償金目的の偽物ハンティングに対し、店側やメーカーはどのように対処すべきか。消費者協会はどうか。司法機関はどのように責任を追究すべきか。適法なクレームを守り、賠償金目的の偽物ハンティングを取り締まるにはどうすべきか——明確化すべき問題は山積みだ。

こうした疑問に対し、ある専門家は次のように指摘する。偽物ハンターによる損害賠償請求の行為が恐喝となるかどうかは、まず、その購入した商品が正真正銘の偽物であるかどうかを判断することが重要だ。もし商品が本当に偽物で、購入者が自身の権利を守るために法定の範囲内で損害賠償を請求しており、また賠償が得られない場合に、裁判所に訴訟を提起したりメディアに公表する旨を店側やメーカーに伝えているのであれば、これは適法な偽物ハンティングと言えるだろう。具体的な例として、改正後の「消費者権益保護法」における「退一賠三」(商品代金の全額返金とその3倍額の賠償金支払い)や、「食品安全法」における「退一賠十」(商品代金の全額返金とその10倍額の賠償金支払い)に基づき、相応の賠償を求めることは、正常で適法な権利保護行為だ。皮肉な話だが、クレームをつける場合、「本当の偽物」が消費者の権利を守ってくれるのだ。

——『人民中国』より転載

本速報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しております(内容は、日本語版ニュースレターのものとは異なります)。ご興味ございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本速報の著作権及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。